別表第二十号様式（第62条関係）

講習事務規程の届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる。）
電話番号
登録番号

電気通信事業法第85条の８第１項前段の規定により、講習事務規程を添えて届け出ます。

注１　不要の文字は、抹消すること。
　２　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

別表第二十一号様式（第62条関係）

講習事務規程の変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる。）
電話番号
登録番号

電気通信事業法第85条の８第１項後段の規定により、変更後の講習事務規程を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更しようとする事項
２　変更しようとする年月日
３　変更の理由

注１　不要の文字は、抹消すること。
　２　変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
　３　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

別表第二十二号様式（第66条関係）

講習事務の休止（廃止）の届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる。）
電話番号
登録番号

電気通信事業法第85条の12第１項の規定により講習事務を休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする講習事務の範囲
２　休止（廃止）しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
３　休止（廃止）の理由

注１　不要の文字は、抹消すること。
　２　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二中「第七条第三号」を「第八条第三号」に改める。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第三条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第二十四条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第四条　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第四号中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第八条第二項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十一条第二項第二号中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十五条第一項第六号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十五条第三項第四号中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十七条第二項第二号、第三十二条第一項第六号及び第四十一条第二項第三号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

様式第一号の注４中「別表第一」を「別表第二」に改める。

様式第十二号の注７中「別表第二」を「別表第三」に改める。

附　則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第四百九号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第六十一条第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が定める登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗